

横 手 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第9回

農業委員会総会議事録

令和5年12月15日

令和5年度 第9回横手市農業委員会総会議事録

令和5年12月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請に対する副申意見決定について
5. 議案第45号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第46号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
7. 議案第47号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議(案)に対する意見聴取について
8. 報告第12号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16		欠
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

16番 佐藤 省美 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局	農委事務局主査			

議長	<p>本日の出席者数は22名であります。</p> <p>横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第9回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より</p> <p>1番 平良木 保 委員</p> <p>2番 木村由美子 委員</p> <p>の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「1番」は、増田地域局管内からの申請です。</p> <p>「1番」は、同一世帯内で後継者へ生前贈与するものです。</p> <p>「2番」から「3番」は、平鹿地域局管内からの申請です。</p> <p>「2番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。「3番」は、買受により新規就農するものです。</p> <p>「4番」から「8番」は、雄物川地域局管内からの申請です。議案書3ページに跨ります。</p> <p>「4番」、「5番」は、知人間による贈与です。「6番」は、親族間による贈与です。「7番」、「8番」は、買受により経営規模を拡大するものです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「9番」は、大森地域局管内からの申請です。</p> <p>「9番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。</p> <p>「10番」から「15番」は、十文字地域局管内からの申請です。</p> <p>「10番」、「11番」は知人間による贈与です。「12番」は、買受により経営規模を拡大するものです。議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「13番」は、これまで賃貸借していた農地を売買するものです。「14番」は、親族間による贈与です。「15番」は、買受により新規就農するものです。</p> <p>「16番」から「20番」は、大雄地域局管内からの申請です。議案書6ページに跨ります。</p> <p>「16番」から「20番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。</p>

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「105番」から「124番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第42号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第42号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程3、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。申請件数は全部で6件です。

「1番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は冬期間の県道及び市道の除排雪作業を請け負っています。公共雪捨場に都度直接運搬することは渋滞等の観点から困難となっており、集めた雪を一時的に置く場所を必要としています。申請地は、借受人の事業所に隣接し利便性が良いため、選定したものです。

土地概要です。申請地は、「条里南庁舎」から北約800mに位置しており、地目は登記・現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は水路を挟んで宅地、西側は現況宅地、南側は農道、東側は市道となっています。

資金計画です。借受人である法人の役員個人の所有地を使用貸借するものであり、経費は発生しません。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、隣接農地とは5m以上離れており、更に緩衝地

を2m程度設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨の意見書が交付されています。他法令については特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月27日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

「2番」も、横手地域局管内からのものです。

本件は、追認案件となっております。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。平成6年頃、譲受人の父が、農地転用許可を受けずに当該地を借り受け、資材倉庫として使用してきたとのことです。住宅兼事業所の隣接地であることから事業効率がよく、農地ではありますが止む無く選定したものです。この度、土地の賃貸借を終了し売買しようとしたところ、当該地の地目が農地であることに気付き、追認申請に至ったものです。

土地概要です。申請地は、「条里南庁舎」から北西約1.5kmに位置しており、登記地目は「田」、現況地目は「宅地」となっています。

隣接地の状況は、北側・南側は宅地、西側は田、東側は市道となっています。

資金計画です。追認案件であり事業は完了しているため、今後の事業費支出はありません。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、隣接農地との間に緩衝地を設けており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の地区外のためありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月27日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

なお、譲渡人から弁明書の提出を受けておりますので、抜粋して読み上げます。『申請地について、父より生前一括贈与を受けたものの、実質的な管理は父に一任していました。この度、賃貸借を取止めて譲渡しようとしたところ、農地法に反する状況であったことが判明しました。深く反省し陳謝いたします。』とのことであり、反省の意思を確認しております。

議案書 10 ページをお開きください。

「3 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、宅地及び住宅を購入する予定ですが、敷地があまりに手狭であるため、除雪場及び駐車場が確保できない状況です。そのため、当該宅地に隣接している申請地を除雪場及び駐車場として利用するため、農地でありますが無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「朝倉地区交流センター」から北西約 1.5 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。

隣接地の状況は、北側・南側は宅地、東側は田、西側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、北側隣接地との境界に擁壁が設けられており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外であり特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第 1 種農地」でありますが無く、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11 月 27 日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

「4 番」は、雄物川地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、所有する住宅敷地内の排雪場が狭いため、排雪場の拡張を必要としています。所有地に隣接して休耕地があるため、適地と判断し農地でありますが無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「雄物川地域局」から南西約 1.3 km に位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。

隣接地の状況は、北側・東側・西側は畑、南側は宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、隣接農地との境界に防風ネットを設置する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外であり特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要の施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、11月29日、小笠原夏子委員と事務局で実施しています。

議案書12ページをお開きください。

「5番」は、大雄地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内にある農地であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、所有する住宅が老朽化してきており、建て替えを計画しています。母が高齢であり他地域への転居や工事期間中の仮住まいは負担が大きいため、現在の住宅の隣接地である母所有の農地を適地として選定したものです。

土地概要です。申請地は、「大森地域局」から南東約1.5kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「畑」となっています。

隣接地の状況は、北側・東側は宅地、南側は市道、西側は法定外公共物である道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することと、金融機関の事前審査結果通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は市道側溝へ排水する計画です。

被害防除は、隣接する農地はないため、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の地区外であり特にありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月1日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しています。

「6番」も、大雄地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、自動車整備修理業者を営んでいます。事業の拡張に伴い、現在の駐車場では足りなくなり、新たな用地を求めています。付近の宅地を探しましたが利用可能な土地が見付かりませんでした。申請地は会社から近く、自動車の移動が便利であるため、農地ではありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は「大雄地域局」から南東約2.6kmにある農

地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。

隣接地の状況は、北側・南側・西側は宅地、東側は畑となっております。
資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下及び地下浸透させる計画です。

被害防除については、西側隣接地との境界を法面保護する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の地区外のためありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第2種農地」であります。申請地は事業所から近く、周辺に他の適地はないため「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月1日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田賢隆推進委員と事務局で実施しています。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

22番

1番について、雪捨て場として一時転用することとなっているが、期間が4月となっており、その後、田んぼとして利用するものでしょうか。

事務局

4月いっぱい雪を寄せた後、例年であれば稲作をしているようです。昨年も同様の申請があり、今年も雪を寄せた後稲作をしております。来年度の具体的な話は伺っておりませんが、たぶん来年も作付けするものと思われます。

議長

他に皆様からご質問等ございませんか。

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第43号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第43号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請に対する副申意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明します。本案件は1件です。議案書16ページをご覧ください。なお、本件については、譲渡人と筆数が多数であるため、譲渡人及び申請地番については、別紙に記載しております。「議案第44号別紙」を併せてご覧ください。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。借受人は、全国46都道府県で約1,200店舗のホームセンターを展開しています。現在横手市内には、小型店4店舗が展開されていますが、今回新たに大型店を開店しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「秋田自動車道横手インターチェンジ」から北東約500mに位置しており、地目は「田」が43筆、「畑」が1筆となっています。

隣接地の状況は、北側は農道を挟んで宅地、東側は水路を挟んで田、南側は水路を挟んで市道、西側は国道及び田となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は水路へ放流する計画となっています。

被害防除については、北側・西側法面を保護する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から差し支えない旨の意見書が交付されています。

他法令については、都市計画法の開発行為許可について、協議中であり、許可見込みです。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、12月5日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

本件は、転用面積が2ヘクタールを超えるため、県知事による許可案件となります。本総会にて許可相当の議決をいただきましたら、秋田県農業会議への諮問を経て、意見書を付して県知事へ申請書を進達し、県知事が許可する流れとなります。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

4番

本件について、契約期間はどのくらいですか。

事務局

本件は、30年間の借地契約となっています。

議長

他に皆様からご質問等ございませんか。

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 44 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 44 号」については、意義がないものと認め、許可相当の意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 45 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

議長

はじめに「整理番号 1116 番」は、議席番号 6 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 一時退席)

議長

「整理番号 1116 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

「整理番号 1116 番」につきましては、議案書 20 ページになります。秋田県農業公社が出し手農家から買い入れていた農地について、受け手農家に売り渡すものとなっております。12 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により所有権移転効力が発生するものとなっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1116 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1116 番」については、承認することに決定いたします。

議長

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 6 番 佐藤勇委員 着席)

議長

次に「整理番号 1134 番、1135 番」は、議席番号 3 番 菅原一太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 3 番 菅原一太郎委員 一時退席)

議長

「整理番号 1134 番、1135 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。「整理番号 1134 番」及び「整理番号 1135 番」につきましては、議案書 22 ページになります。

出し手農家と受け手農家の間において 12 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により新規に 5 年間の利用権設定するものとなっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1134 番、1135 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1134 番、1135 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 3 番 菅原一太郎委員 着席)

議長

次に「整理番号 1145 番」は、議席番号 11 番 近江清廣委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 11 番 近江清廣委員 一時退席)

議長	「整理番号 1145 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>「整理番号 1145 番」につきましては、議案書 24 ページになります。出し手農家と受け手農家の間において 12 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1145 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号 1145 番」については、承認することに決定いたします。</p> <p>退席委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号 11 番 近江清廣委員 着席)</p>
議長	<p>次に「整理番号 1182 番」は、議席番号 5 番 堀江一彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号 5 番 堀江一彦委員 一時退席)</p>
議長	「整理番号 1182 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>「整理番号 1182 番」につきましては、議案書 28 ページになります。農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、12 月 18 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付けるものとなっております。</p> <p>本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1182 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1182 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 5 番 堀江一彦委員 着席)

議長

次に議事参与案件を除く、「整理番号 1112 番」から「整理番号 1250」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 20 ページになります。

「整理番号 1112 番」から「整理番号 1117 番」までの議事参与案件を除く 5 件につきましては所有権移転となります。

「整理番号 1112 番」から「整理番号 1115 番」までの 4 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。

「整理番号 1117 番」につきましては、秋田県農業公社が買い入れていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に相対による利用権設定になります。

議案書 21 ページの「整理番号 1118 番」から議案書 27 ページの「整理番号 1174 番」までの議事参与案件を除く 53 件につきまして、再設定が 20 件、新規設定が 33 件となっております。

続きまして、農地中間管理事業になります。

議案書 27 ページの「整理番号 1175 番」から議案書 35 ページの「整理番号 1250 番」までの議事参与案件を除く 75 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、12 月 18 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。
議事参与案件を除く、「整理番号 1112 番」から「整理番号 1250 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く、「整理番号 1112 番」から「整理番号 1250 番」について、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 45 号」については、「異議のないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 6、「議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 38 ページをお開きください。
「整理番号 47 番」から「整理番号 55 番」の 9 件につきまして、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ賃貸料や残存契約期間について、原契約と同一条件で賃借権を移転するものとなっております。
今後、農用地利用集積等促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を決定し、秋田県への認可申請を行い、令和 6 年 1 月 30 日付けで秋田県が公告するものとなっております。
なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。
説明は以上です。よろしくご審議の程お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。
この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。
「議案第 46 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 46 号」については、承認することに決定いたします。

議長

日程 7、「議案第 47 号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）に対する意見聴取について」を上程いたします。事務局の報告を求めま

す。

事務局

それでは、「議案第 47 号」についてご説明いたしますので、議案第 47 号別紙をご覧ください。

本件につきましては、数年前に他県の農業委員会において、会長と職員が逮捕されるという不祥事が続けて発生したことから、農業委員等の綱紀粛正について、毎年、総会で決議するよう、秋田県農業会議から指導があったことによるものです。

内容につきましては、農地制度の適正な運用と議事参与の制限、議事録の公表を適切に実施して、議事の公正さを確保すること。また、委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施するという 2 点について、申し合わせ決議しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「議案第 47 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 47 号」については、原案のとおり議決することに決定いたします。

議長

日程 8、「報告第 12 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それではご説明いたします。議案書 41 ページをご覧ください。報告件数は全部で 5 件となっております。横手地域局管内が 2 件、十文字地域局管内が 2 件、大雄地域局管内が 1 件です。

まず「1 番」についてです。

照会地は、「秋田県平鹿地域振興局」から南西約 700m に位置しています。隣接地の状況は、北側は境内地、西側・南側は宅地、東側は畑となっています。

土地の状況です。申請者は、平成 21 年に当該地を相続しました。それ以前から、自宅裏庭のような扱いで耕作されておらず、現在に至っています。現在は、雑木等が生い茂り、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11 月 27 日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11 月 28 日付けで記載のとおり報告しています。

次に「2番」についてです。

照会地は、「朝倉地区交流センター」から北約2.6kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・西側は市道、東側は田、南側は水路を挟んで現況宅地となっています。

土地の状況です。昭和50年12月、農地法第5条の転用許可を受け、住宅を建築しましたが、「宅地」への地目変更登記が行われていなかったものです。現在も住宅が建っており、農地としての利用は困難な状態であるため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11月27日、高橋尚也委員、高橋馨推進委員、日野清和推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11月28日付けで記載のとおり報告しています。

次に「3番」についてです。

照会地は、「十文字地域局」から南西約1.6kmに位置しています。隣接地の状況は、北側は畑、南側・西側は市道、東側は宅地となっています。

土地の状況です。昭和53年、農地転用許可が必要であると知らずに、住宅を建築してしまったとのことです。現在も住宅が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月27日、伊藤亨委員、齊藤龍平委員、佐々木一誠推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11月1日付けで記載のとおり報告しています。

次に「4番」についてです。

照会地は、「十文字西地区交流センター」から北東約1.9kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・南側・東側は宅地、西側は市道となっています。

土地の状況です。申請者の父が、昭和40年代に農地転用許可が必要であると知らずに、車庫及び物置を建築してしまったとのことです。現在も車庫及び物置が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、10月25日、高橋康弘委員、佐藤真志子委員、新山武推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、11月1日付けで記載のとおり報告しています。

議案書42ページをご覧ください。

「5番」についてです。

照会地は、「大森地域局」から北東約2.1kmに位置しています。隣接地の状況は、北側・東側は農地、南側・西側は宅地となっています。

土地の状況です。先代所有者の時代から、隣接する宅地と一体で使用され、農地転用許可が必要であることを認識しないまま小屋が建築されたものと思われます。

現在も農作業小屋と物置が建っており、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、11月27日、佐々木秀一委員、小松高義推進委員、戸田

賢隆推進委員と事務局で実施しています。
調査結果は、11月28日付けで記載のとおり報告しています。
報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。
これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第12号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第9回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10時56分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和5年12月15日

議 長 飯野 正和

署名委員 平良木 保

署名委員 木村 由美子
